

泉崎村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 6,205	千円 3,668,753	千円 301,081	千円 771,930	% 21.0	% 17.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

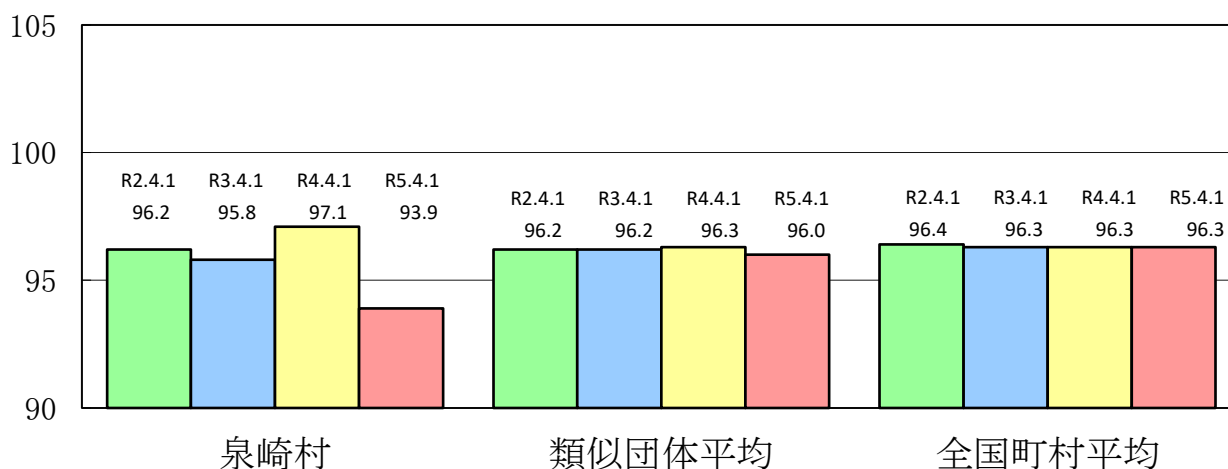
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 57	千円 217,140	千円 39,584	千円 85,409	千円 342,133	千円 6,002	千円 5,503

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構成が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)行政職給料表について、福島県人事委員会勧告を踏まえ、平均0.7%の引下げを実施しました。なお、激変緩和措置として、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間にわたり経過措置(現給保障)を実施しました。医療職給料表を除く他の給料表についても行政職給料表との均衡を踏まえた見直しを実施しました。

② その他の見直し

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、福島県人事委員会勧告を踏まえ見直しを実施しました。
(平成27年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
泉崎村	45.2歳	316,617円	378,033円	336,489円
福島県	43.0歳	326,400円	409,213円	357,253円
国	42.4歳	322,487円	404,015円	-
類似団体	40.9歳	299,859円	353,902円	324,003円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		泉崎村	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	189,500 円	196,100 円	185,200 円
	高 校 卒	157,900 円	162,400 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	260,100 円	331,800 円	387,200 円	該当なし
	高 校 卒	243,800 円	該当なし	366,800 円	354,300 円

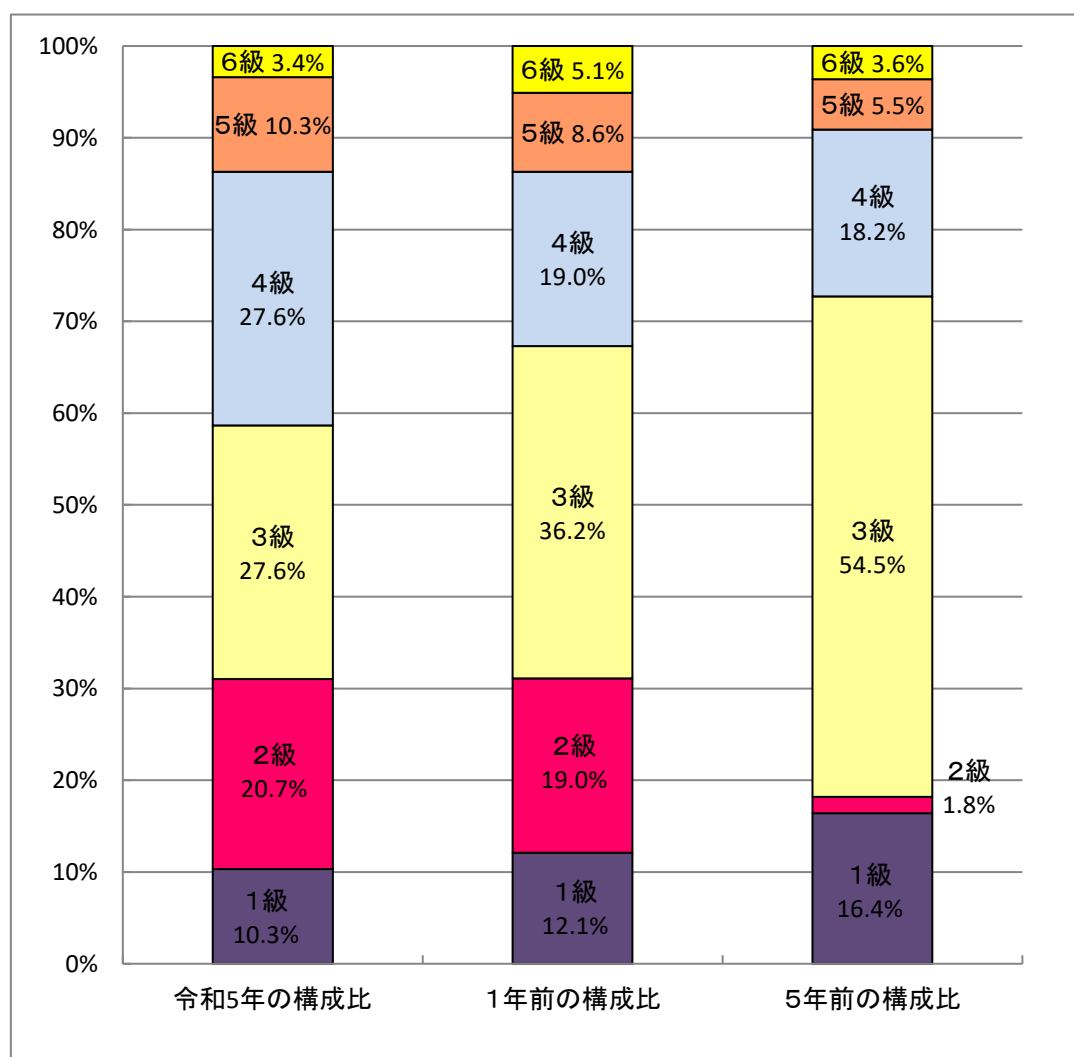
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

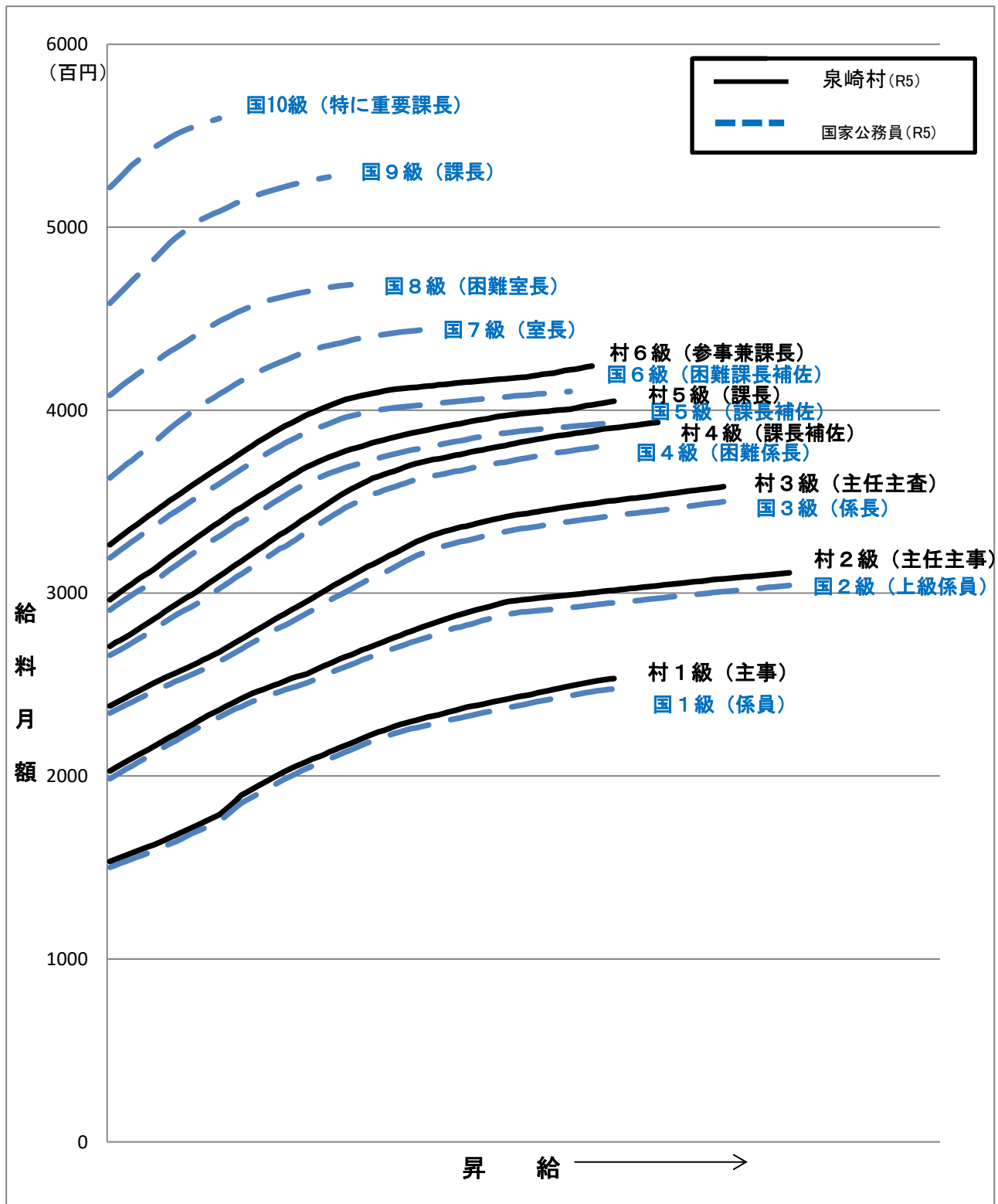
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	6人	10.3%	165,300円	255,100円
2級	主任主事	12人	20.7%	211,800円	312,100円
3級	主任主査・主査	16人	27.6%	244,600円	359,100円
4級	主幹・課長補佐	16人	27.6%	276,500円	394,100円
5級	課長・局長	6人	10.3%	301,000円	405,700円
6級	参事	2人	3.4%	330,300円	424,800円

(注) 1 泉崎村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国と給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（泉崎村）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

泉崎村	福島県	国
一人当たり平均支給額(令和4年度) 1,564千円	一人当たり平均支給額(令和4年度) 1,622千円	-
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.95月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.95月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（泉崎村）

令和5年度における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用しない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

泉崎村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 10,685 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給なし

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	20,954 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	437 千円
支給実績(令和3年度決算)	17,039 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	363 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 特定期間(満16歳の年度初めから満22歳の年度末)の子の加算5,000円 ・父母等 6,500円	同じ	-	7,621 千円	304,840円
住居手当	職員の居住する借家・借間 (支給要件) 自ら居住するための住宅を借受け月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) 28,000円を限度に支給	異なる	(支給要件) 国は月額16,000円を超える家賃を支払っている職員	2,248 千円	249,778円
通勤手当	(支給要件) 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (支給額) ・交通機関等利用者 運賃相当額(ただし、64,000円を超える場合、その超えた額の1/2を加算した額を支給) ・自家用車等利用者は通勤距離に応じ2,900円～67,900円	異なる	(支給額) ・国は55,000円以下については運賃等相当額を支給 ・自動車等利用者 2,000円～31,600円	3,835 千円	98,333円
管理職手当	(支給要件) 管理又は監督の地位にある職員のその特殊性に基づき、規則で指定する職員 (支給額) 職務の級及び職の区分に応じた額 (定額)31,800円～42,600円	異なる	国においては、官職を一種から五種に区分し、それぞれの定額が定められている。	4,206 千円	467,333円

5 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		給料月額等	(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	村 長	783,000 円	870,000円/396,000円	
	副 村 長	590,000 円	680,000円/360,000円	
報酬	議 長	311,000 円	355,000円/199,000円	
	副 議 長	249,000 円	316,000円/168,000円	
	議 員	225,000 円	301,000円/150,000円	
期末手当	村 長 副 村 長	(令和4年度支給割合)	3.25月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合)	3.25月分	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	村 長 副 村 長	給料月額×在職月数×48/100 給料月額×在職月数×29/100	18,040,320円 8,212,800円	任期毎 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

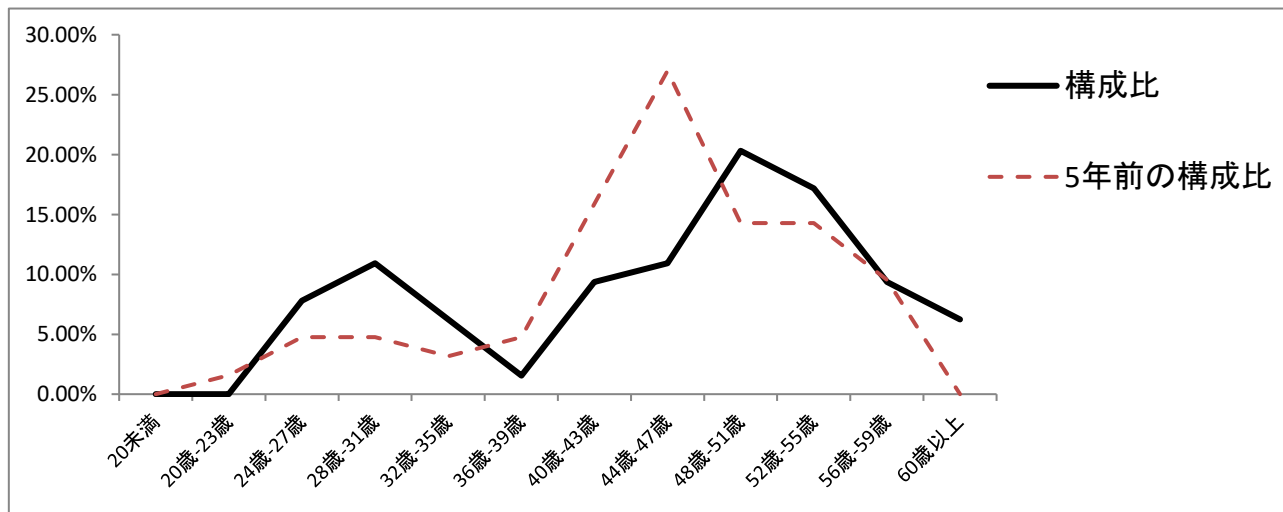
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務	15	16	△ 1	異動欠員
		税務	3	4	△ 1	異動欠員
		民生	6	5	1	異動増員
		衛生	5	5	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	7	6	1	新規採用
		商工	1	1	0	
		土木	3	3	0	
		計	41	41	0	<参考> 人口1万人当たりの職員数66.08人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数115.24人)
	教育部門	16	16	0		
小 計	57	57	0	<参考> 人口1万人当たりの職員数91.86人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数138.01人)		
公営企業等 会計部門	水道	1	2	△ 1	異動欠員	
	下水道	1	0	1	新規採用	
	その他	5	5	0		
	小 計	7	7	0		
合 計		64 [110]	64 [110]	0	<参考> 人口1万人当たりの職員数103.14人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 0	人 5	人 7	人 4	人 1	人 6	人 7	人 13	人 11	人 6	人 4	人 64

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	39	40	37	36	41	41	2 (5.1 %)
教育	17	14	15	17	16	16	△ 1 (△ 5.9 %)
普通会計計	56	54	52	53	57	57	1 (1.8 %)
公営企業等会計計	7	5	6	6	7	7	0 (0.0 %)
総合計	63	59	58	59	64	64	1 (1.6 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。